調達要求番号：5RGS1C10001・5RGS1C10003・5RGS1C10009

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
医薬品等		MM－Ｔ０００６８	
		作　成	平成２６年　２月２５日
		変　更	平成　年　月　日
		作成部隊等名	関西補給処装備計画部衛生課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の医薬品等について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

医薬品等

医薬品等とは，薬事法第２条の第１項，第２項及び第１３項で示すものをいい，動物の疾病の診断，治療又は予防に使用されるものを除くものとする。

1.2.2

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.3

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

薬事法（昭和３５年８月１０日法律第１４５号）

薬事法施行規則（昭和３６年２月１日厚生省令第１号）

2　一般的事項

この仕様書に規定していない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3　製品に関する要求

3.1　調達品目

調達品目は，調達要領指定書で示すものとする。

3.2　使用期限

医薬品等の使用期限は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

なお，要求に対する納入が困難な物品は，事前に契約担当官等と調整し，**付表1**を添付のうえ，納品するものとする。

表1－使用期限

使用期限		製造年月
あり	１年以上	納期から６か月以内とする。
	１年未満	納期から３か月以内とする。
なし		納期から１０か月以内とする。

3.3　ロット管理等

納入品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，同一ロット製品のものとする。

3.4　要冷蔵保管医薬品

要冷蔵保管医薬品は，保冷状態で納入するものとする。

3.5　滅菌製品

滅菌製品を入れた容器は，個装・内装に破損及び汚損がないものとする。

4　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5　出荷条件

5.1　包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.1.1による。

5.2　包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，単位ごとに**図1**を貼り付けるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.2.1による。

物品番号	
品名・規格	
製造年月	
有効期間又は使用期限	
納入業者名	
関西補給処	

注記1　物品番号は，調達要領指定書の物品番号による。

注記2　品名は，調達要領指定書の品名による。

注記3　規格は，調達要領指定書の規格によるものとする。

注記4　納入年月及び有効期間などは，西暦で表示するものとする。

注記5　物品表示票の寸法は，随意とする。

図1－物品表示票

5.3　貼付

物品表示票の貼付は，製品に記載している文字（有効期限，使用期限，製造番号）などを覆わないように貼付けなければならない。ただし，物品に対する物品表示票の貼付が困難な場合は，事前に契約担当官等と調整し，官側の指定要領で物品表示票を添付のうえ，納品するものとする。

6　納入書類等

6.1　添付文書

添付文書の添付が法令などにより義務付けられている品目にあっては，添付文書を添付して納品するものとする。

6.2　取扱説明書

取扱説明書の添付が，法令などにより義務付けられている品目にあっては，取扱説明書を添付して納品するものとする。

6.3　納入品証明書

法令などにより製造番号などの確認が必要な物品は，**付表2**を添付して納品するものとする。

調達要求番号：5RGS1C10003・5RGS1C10005・5RGS1C10010

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
衛生器材（機器・装置専用消耗品）		MM－Ｔ０００００７０	
		作　　成	平成２６年　２月２５日
		変　　更	平成　　年　　月　　日
		作成部隊等名	関西補給処装備計画部衛生課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の衛生器材（機器・装置専用消耗品）（以下，“専用消耗品”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

薬事法（昭和３５年８月１０日法律第１４５号）

薬事法施行規則（昭和３６年２月１日厚生省令第１号）

2　一般的事項

この仕様書に規定していない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3　製品に関する要求

3.1　調達品目

調達品目は，調達要領指定書に示すものとする。

3.2　外観

外観は，破損，漏れ，変形，きず，汚れなどがなく，仕上げが良好なものとする。

3.3　使用期限

専用消耗品の使用期限は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

なお，要求に対する納入が困難な物品は，事前に契約担当官等と調整し，**付表1**を添付のうえ，納品

するものとする。

表1－使用期限

使用期限		製造年月
あり	１年以上	納期から６か月以内とする。
	１年未満	納期から３か月以内とする。
なし		商慣習による。

3.4　滅菌製品

滅菌製品を入れた容器は，個装・内装に破損及び汚損がないものとする。

4　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5　出荷条件

5.1　包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.1.1による。

5.2　包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，単位ごとに**図1**を貼り付けるほか、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.2.1による。

物　品　番　号	
品　名　・　規　格	
納　入　数　量	
納　入　業　者　名	
備　考	
関　西　補　給　処	

注記1　物品番号は，調達要領指定書の物品番号による。

注記2　品名は，調達要領指定書の品名による。

注記3　規格は，調達要領指定書の規格による。

注記4　納入数量は，品名が同一で極小多数のものは，まとめて総数量を記入してもよい。

例　釘・・・１００個

注記5　使用期限があるものについては，製品自体に記載がない場合，備考に西暦で表示するものとする。

注記6　物品表示票の寸法は，随意とする。

図1－物品表示票

5.3　貼付

物品表示票の貼付は，製品に記載してある文字（有効期限，使用期限，製造番号）などを覆わないように貼付けなければならない。ただし，物品に対する物品表示票の貼付が困難な場合は，事前に契約担当官等と調整し，官側の指定要領で物品表示票を添付のうえ，納品するものとする。

6　納入書類等

6.1　添付文書

添付文書の添付が，法令などによって義務付けられている品目にあっては，添付文書を添付して納品

するものとする。

6.2　取扱説明書

取扱説明書の添付が，法令などによって義務付けられている品目にあっては，取扱説明書を添付して納品するものとする。

6.3　納入品証明書

法令などによって製造番号などの確認が必要な物品は，**付表2**を添付して納品するものとする。

調達要求番号：5RGS1C10003

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
衛生器材（包帯材料等消耗品）		MM－Ｔ０００００７１	
		作　　成	平成２６年　２月２５日
		変　　更	平成　　年　　月　　日
		作成部隊等名	関西補給処装備計画部衛生課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の衛生器材（包帯材料等消耗品）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　法令等

日本薬局方

薬事法（昭和３５年８月１０日法律第１４５号）

2　一般的事項

この仕様書に規定していない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお，この仕様書で示す調達要領指定書に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

3　製品に関する要求

3.1　調達品目

調達品目は，調達要領指定書に示すものとする。

3.2　外観

外観は，たるみ，糸抜け，糸切れ，織むら，耳不良，汚れなどがなく，仕上げが良好なものとする。

3.3　性能

性能は，耐久性に富み，その機能を高度に発揮し，信頼性のあるものでなければならない。

3.4　滅菌方法

滅菌が必要な品目については，法令等に基づく滅菌方法によって滅菌を施すものとする。

3.5　納入期限

滅菌を施す品目については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，納入時において滅菌後３か月以内のものとする。

4　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5　出荷条件

5.1　包装

包装及び包装の表示については，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.1.1による。

5.2　包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，単位ごとに**図1**を貼り付けるほか、ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.2.1による。

物品番号	
品名・規格	
納入年月	
納入業者名	
関西補給処	

注記1　物品番号は，調達要領指定書の物品番号による。

注記2　品名は，調達要領指定書の品名による。

注記3　規格は，調達要領指定書の規格による。

注記4　納入年月は，西暦で表示するものとする。

注記5　物品表示票の寸法は、随意とする。

図1－物品表示票

5.3　貼付

物品表示票の貼付は，製品に記載している文字（有効期限，使用期限，製造番号）などを覆わないように貼り付けなければならない。ただし，物品に対する物品表示票の貼付が困難な場合は，事前に契約担当官等と調整し，官側の指定要領で物品表示票を添付のうえ，納品するもとのとする。

6　納入書類等

6.1　添付文書

添付文書の添付が，法令などによって義務付けられている品目にあっては，添付文書を添付して納品するものとする。

6.2　取扱説明書

取扱説明書の添付が，法令などによって義務付けられている品目にあっては，取扱説明書を添付して納品するものとする。

6.3　納入品証明書

法令などによって製造番号などの確認が必要な物品は，**付表2**を添付して納品するものとする。

調達要求番号：5RGS1C10006・5RGS1C10008・5RGS1C10011・5RGS1C10013

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
衛生器材（試薬等消耗品）		MM－Ｔ０００７２	
		作　　成	平成２６年　２月２５日
		変　　更	平成　　年　　月　　日
		作成部隊等名	関西補給処装備計画部衛生課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の衛生器材（試薬等消耗品）（以下，“試薬等消耗品”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　法令等

薬事法（昭和３５年８月１０日法律第１４５号）

薬事法施行規則（昭和３６年２月１日厚生省令第１号）

2　一般的事項

この仕様書に規定していない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお，この仕様書で示す調達要領指定書に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

3　製品に関する要求

3.1　調達品目

調達品目は，調達要領指定書に示すものとする。

3.2　外観

外観は，破損，漏れ，変形，きず，汚れなどがなく，仕上げが良好なものとする。

3.3　使用期限

試薬等消耗品の使用期限は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

なお，要求に対する納入が困難な物品は，事前に契約担当官等と調整し，**付表1**を添付のうえ，納品するものとする。

表1－製造年月

使用期限		製造年月
あり	１年以上	納期から６か月以内とする。
	１年未満	納期から３か月以内とする。
なし		納期から１０か月以内とする

3.4　滅菌製品

滅菌製品を入れた容器は，個装・内装に破損及び汚損がないものとする。

3.5　要冷蔵保管医薬品

要冷蔵保管医薬品は，保冷状態で納入するものとする。

3.6　ロット管理等

納入品は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，同一ロット製品のものとする。

4　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5　出荷条件

5.1　包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.1.1による。

5.2　包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，単位ごとに**図1**を貼る付けるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.2.1による。

物　品　番　号	
品　名　・　規　格	
納　入　年　月	
納　入　業　者　名	
備　考	
関　西　補　給　処	

注記1　物品番号は，調達要領指定書の物品番号による。

注記2　品名は，調達要領指定書の品名による。

注記3　規格は，調達要領指定書の規格による。

注記4　納入年月は，西暦で表示するものとする。

注記5　使用期限があるものについては，製品自体に記載がない場合，備考に西暦で表示するものとする。

注記6　物品表示票の寸法は，随意とする。

図1－物品表示票

5.3　貼付

物品表示票の貼付は，製品に記載している文字（有効期限，使用期限，製造番号）などを覆わないように貼付けなければならない。ただし，物品に対する物品表示票の貼付が困難な場合は，事前に契約担当官等と調整し，官側の指定要領で物品表示票を添付のうえ，納品するものとする。

6　納入書類等

6.1　添付文書

添付文書の添付が，法令などによって義務付けられている品目にあっては，添付文書を添付して納品するものとする。

6.2　取扱説明書

取扱説明書の添付が，法令などによって義務付けられている品目にあっては，取扱説明書を添付して納品するものとする。

6.3　納入品証明書

法令などによって製造番号が必要な物品は，**付表2**を添付して納品するものとする、

調達要求番号：5RGS1C10002・5RGS1C10003・5RGES1C10007・5RGS1C10012・5RGS1C10014

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
衛生器材（医療，防疫，身体検査，及び災害派遣用消耗品）		MM－T０００７４	
		作　成	平成２６年　２月２５日
		変　更	平成　　年　　月　　日
		作成部隊等名	関西補給処装備計画部衛生課

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する市販品の衛生器材（医療，防疫，身体検査，及び災害派遣用消耗品）（以下，“消耗品”という。）について規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で，カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては，製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　仕様書

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　法令等

薬事法（昭和３５年８月１０日法律第１４５号）

薬事法施行規則（昭和３６年２月１日厚生省令第１号）

2　一般的事項

この仕様書に規定していない事項は，製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

なお，この仕様書で示す調達要領指定書に記載したカタログ製品名は，製品を選定するときの参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。

3　製品に関する要求

3.1　調達品目

調達品目は，調達要領指定書に示すものとする。

3.2　外観

外観は，破損，漏れ，変形，割れ，欠け，ゆがみ，きず，塗装むら，メッキむらなどがなく，使用目

的に適するものでなければならない。

3.3 使用期限

消耗品の使用期限は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。ただし，要求に対する納入が困難な物品は，事前に契約担当者と調整し，**付表1**を添付のうえ，納品するものとする。

表1－使用期限

使用期限		製造年月
あり	１年以上	納期から６か月以内とする。
	１年未満	納期から３か月以内とする。
なし		商慣習による。

4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.1.1による。

5.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，単位ごとに**図1**を貼り付けるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の4.2.1による。

物　品　番　号	
品　名　・　規　格	
納　入　数　量	
納　入　業　者　名	
備　考	
関　西　補　給　処	

注記1　物品番号は，調達要領指定書の物品番号による。

注記2　品名は，調達要領指定書の品名による。

注記3　規格は，調達要領指定書の規格による。

注記4　納入数量は，品名が同一で極小多数のものは，まとめて総数量を記入してもよい。

例　釘・・・１００個

注記5　使用期限があるものについては，製品自体に記載がない場合，備考に西暦で表示するものとする。

注記6　物品表示票の寸法は，随意とする。

図1－物品表示票

5.3 貼付

物品表示票の貼付は，製品に記載してある文字(有効期間，使用期限，製造番号)などを覆わないように貼付けなければならない。ただし，法令等の制約により物品に対する物品表示票の貼付が困難な場合には，事前に契約担当官と調整し，官側の指定要領で物品表示票を添付のうえ，納品するものとする。

6　納入書類等

6.1　添付文書

添付文書の添付が，法令などにより義務づけられている品目にあっては，添付文書を添付して納品するものとする。

6.2　取扱説明書

取扱説明書の添付が，法令などにより義務づけられている品目にあっては，取扱説明書を添付して納品するものとする。

6.3　納入品証明書

法令などにより，製造番号などの確認が必要な品目は，**付表2**を添付して納品するものとする。